

● 1 水源の原水等

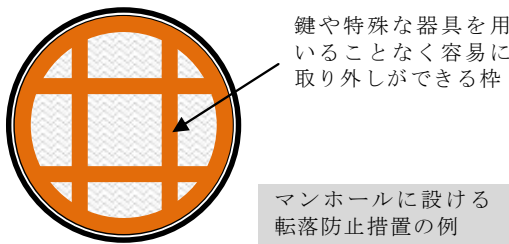
- (1) 水源の原水、有効水源量、構造及び給水等は、原則として◇水源の例によること。
- (2) 吸管投入孔又は採水口の位置から有効に警戒すること。
- (3) 吸管投入孔、吸管投入場所又は採水口（以下この号において「吸管投入孔」という。）は、消防ポンプ自動車等が寄り付くことができる採水に支障のない位置から概ね 2m以内の場所に設置すること。★
 なお、スプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備は除く。）、連結散水設備又は連結送水管（以下この号において「スプリンクラー設備等」という。）を設ける対象物にあってはスプリンクラー設備等の送水口から概ね 20m以内となるよう当該消防用水の吸管投入孔位置を配慮すること。

◇(3)平成 25 年 1 月 1 日一部改訂

- (4) 新潟市開発要綱の規定より設置する防火水槽は、消防用水として兼用することができる。ただし、この場合の標識は、それぞれ設置しなければならない。★

● 2 吸管投入孔の大きさ等

- (1) 吸管投入孔の直下には、縦 0.5m、横 1m、深さ 0.3m以上の大きさの釜場を設けること。
- (2) 吸管投入孔の大きさは、直径 0.6m以上の円形又は 1 辺が 0.6m以上の方形とすること。★
- (3) 吸管投入孔は、水量 80 立方m未満のものには 1 個以上、80 立方m以上のものには 2 個以上設けること。
- (4) 吸管投入孔には、手かぎ等で容易に取り外しのできる鉄蓋等を設けること。なお、車路に吸管投入孔を設ける場合は、車両の重量に十分耐えられる強度を有するものとする。
- (5) 吸管投入孔から 5m以内の範囲に他の用途に供するマンホール等の蓋がある場合は、消防用水の蓋又はその周囲を黄色で塗色すること。ただし、他の蓋と容易に判別できる場合は、この限りでない。
- (6) 吸管投入孔には、必要に応じて転落防止措置をすること。



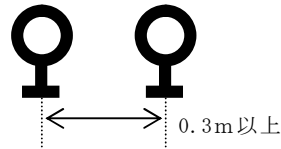
◇(6)平成 26 年 1 月 1 日追加

● 3 採水口

- 採水口を設ける場合は、次によること。
- (1) 採水口は、自主管理品の呼称 75 のめねじの単口とすること。
- (2) 採水口には、容易に取り外せる防塵用の蓋を設けること。
- (3) 採水口は、水量 40 立方m以下のものには 2 個以上、40 立方mを超えるものには次式により求めた数以上とすること。ただし、その数が 4 以上となるときは、4 個で足りるものであること。
 必要個数 = (水量 [立方m] - 40) ÷ 20 + 2
 ※ 少数は、切り捨てること。
- (4) 採水口に接続する配管は、呼び径 75A 以上とし、採水口ごとに単独配管とするとともに原則として長さを 10m以内とすること。ただし、有効水量が採水口から 1m以下に確保されている場合は、この限りでない。
- (5) 採水口は、地盤面から 0.5m以上 1m以下の位

- 置に設けること。
- (6) 採水口を複数設ける場合は、吸管の接続に支障のない間隔を取る。

採水口が平行となる場合
(上下の関係も同様)



- (7) 採水口には、10 cm×30 cm以上の大きさで赤地に白文字の「消防用採水口」とその容量を表示する標識を設けること。
- (8) 採水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合は、採水口を中心として概ね 1mの範囲内でその上部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コンセント設備に設ける灯火の例によること。

◇(8)平成 24 年 1 月 1 日追加

● 4 地盤面下 4.5mを超えるもの★

有効水量が地盤面下 4.5mを超えるものにあつては、次により加圧送水装置及び採水口を設けること。（要特例申請）

- (1) 加圧送水装置の吐出量及び採水口の数、次表によることとし、送水圧力は、採水口において概ね 0.05~0.1 MPa の能力を有するものであること。

所要水量 (立方m)	40 未満	120 未満	120 以上
吐出量 ※ (L/min)	1,200	2,400	3,600
採水口の数	1	2	3

※ 令第 27 条第 1 項第 2 号の規定により設ける消防用水にあっては、上記表の吐出量に規則第 13 条の 6 第 2 項の規定により必要なスプリンクラー設備の放水量(複数のスプリンクラー設備がある場合にあっては、そのうちの最大となるものの放水量)を加えた吐出量とすること。

◇※平成 24 年 1 月 1 日追加

- (2) 加圧送水装置の起動装置は、採水口の直近及び防災センター等に設けること。なお、採水口に設ける起動装置には、見やすい位置に「消防隊採水用ポンプ」と表示する標識を設けること。
- (3) 加圧送水装置には、1 時間以上の容量を持つ自家発電設備又は蓄電池設備による非常電源を設けること。

◇●4平成 28 年 4 月 1 日一部改訂

● 5 標識★

消防用水に設ける標識は 20 cm×40 cm以上の大きさで白地に赤文字の「消防用水」と表記するほか次によること。

- (1) 吸管投入孔を設ける消防用水の標識には、当該標識から吸管投入孔までの距離(積雪の影響のない部分に設けるものは、この限りでない。)及び採水可能な水量を併記すること。
- (2) 採水口には、消防用水の標識に採水可能な水量を併記するとともに、それとは別に採水口の直近に赤地に白文字の「消防用採水口」と表示した標識を設けること。

● 6 連通管

消防用水に連通管を設ける場合は、4,800L/minで算出した水位による容量によること。

◇●6平成 27 年 1 月 1 日追加

◇ 消防用水